

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年（ワ）第 32358 号
損害賠償請求事件

原 告 部落解放同盟 外 2 4 7 名

被 告 示現舎合同会社 外 2 名

準 備 書 面 2 1

(政府の調査によっても部落差別が厳然として存在し、

被告らの行為により被害が拡大していることが明らかになったこと)

2 0 2 0 年 7 月 2 0 日

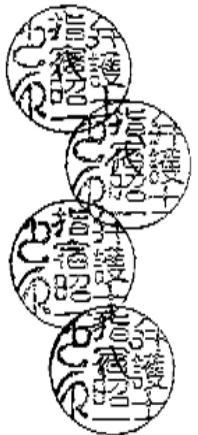
東京地方裁判所第 1 3 民事部 御中

原告ら代理人弁護士 河 村 健 夫

同 山 本 志 都

同 指 宿 昭 一

同 中 井 雅 人



第 1 政府による部落差別に関する実態調査の公表

本年（2020年）6月、法務省人権擁護局は「部落差別の実態に係る調査結果報告書」を公表した（甲375号証）。

当該調査は、部落差別解消推進法がその6条で「国は、部落差別の解消に関す

る施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」と規定していることを受けて実施された。

第2 被告らの本件各行為を原因として、インターネット上での部落差別が横行している実態が明らかとなったこと

1 インターネット上における部落差別の調査方法

「部落差別の実態に係る調査結果報告書」は、「第4章」として、特にインターネット上における部落差別の実態調査を試みている。当該調査においてインターネット上の部落差別を調査対象とした理由は、部落差別解消推進法が立法の目的として「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と規定している（同法第1条）ことにあると思われる。

調査方法としては、①「部落」または「同和」を検索ワード1として、②「住所」「地名」「本籍」「結婚」など25語句を検索ワード2として、③検索ワードの組み合わせによりウェブページを検索し、④それぞれの検索結果の上位20位のウェブページ（語句の組み合わせにより合計1500のウェブページが抽出される）から重複を除いた782のウェブページを対

象として、⑤特定のウェブページの一定期間の閲覧者数を「UU（ユニークユーザー）」と定義して、対象となるウェブページのUU数をカウントして分析するとともに、⑥対象となるウェブページを閲覧していたことが確認された者に対するアンケートを実施し、875人から回答を得て、その回答結果を分析する方法によっている（同報告書76頁以降）。

2 被告らの本件各行為に基づく差別情報ウェブページが検索上位に表示されること

上記のとおり、2段階の検索ワードの組み合わせによって表示されるウェブ検索結果の各上位20位のウェブページから重複を除くと782ウェブページとなるところ、当該調査では、当該ウェブページから国・地方公共団体のウェブサイトなどを除き、差別に利用される恐れのあるウェブページを

- あ) 識別情報の摘示
- い) 特定個人に対する誹謗中傷
- う) 不特定者に対する誹謗中傷

の3類型に分類した上で、さらに分析を行っている。

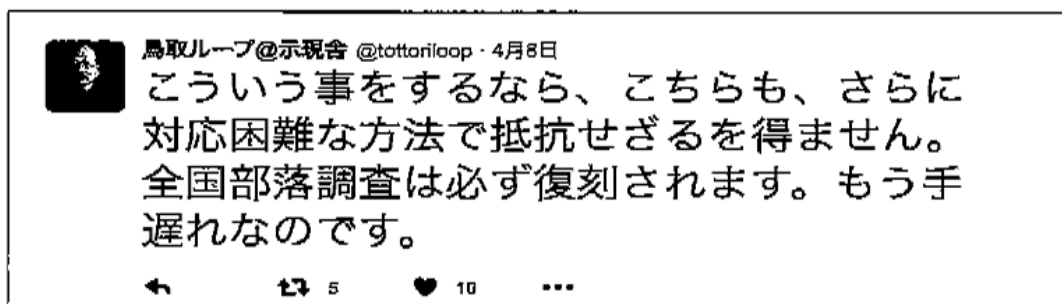
分析によれば、「識別情報の摘示に該当するウェブページは、特定のウェブ

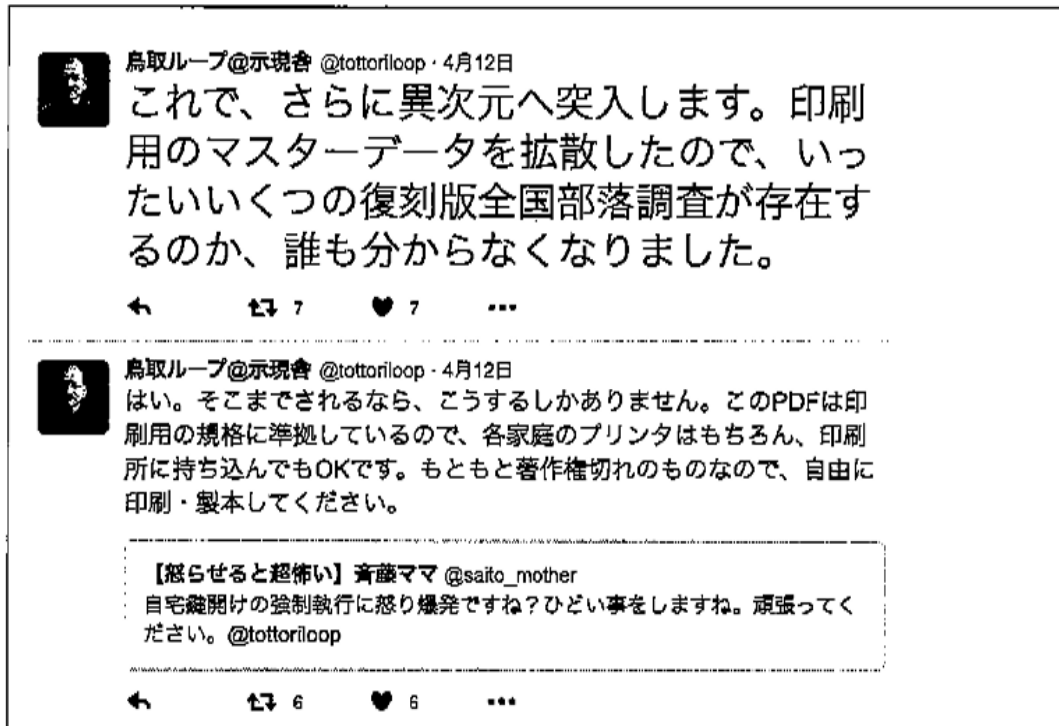
ブサイトに集中している傾向が認められる」とのことであり、具体的には、

- ・全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイトを構成するものが30ページ
- ・「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載しているウェブサイトを構成するものが16ページ
- ・著名 Q & A サイトを構成するもの（特定の地域が「同和地区」であるか否かについての質問と回答等）が8ページ

とのことであった（同報告書78頁）。この3類型で、識別情報の摘示にかかる111ウェブページの半数近くを占めている。

ところで、「全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイト」とは、まさに、被告らが行った「復刻版 全国部落調査」の情報のばら撒き行為が該当する。被告らは、「復刻版 全国部落調査」の出版禁止仮処分、ネット上における情報のばら撒きを禁じる仮処分が発令されたことに憤慨し、ことさらに、





などとして、「復刻版 全国部落調査」のデータをばら撒いて印刷することを

推奨し、



などとして、自らが関与していることが明白なミラーサイトの存在を宣伝したりしてたのである(上記のツイート他被告宮部によるツイートの内容については甲57号証から甲60号証参照)。

被告らは、本件訴訟に先立つ仮処分によって「復刻版 全国部落調査」の出版やインターネット上でのデータばら撒きが仮に禁じられたことから、当初「復刻版 全国部落調査」のデータを掲載していたウェブページからは当該データ等を削除したものの、当該データを掲載したミラーサイトはインターネットにおける匿名化通信ツールである tor を悪用して投稿者を隠蔽しながら、相

変わらず当該データをネット上にばら撒き続けている。

調査結果に言う、「全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイトを構成するもの」とは、端的に言えば当該ミラーサイトのことである（もしくは、当該ミラーサイトから情報を転載したウェブサイトのことである）。そして、現在ネット上で差別に利用される「全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイト」のもととなるデータをネット上にばら撒いたのは、被告らである。

さらに、当該調査は、被差別部落に関する識別情報の上位2番目として「「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載しているウェブサイトを構成するもの」をあげる。

被告らは、「示現舎」のホームページ上で、あるいは「神奈川県人権啓発センター」名義での動画再生サイトにおいて「部落探訪」などと称して全国各地の被差別部落とされる地区を訪問し、無承諾で家屋の表札や当該地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレートなど各種の写真（映像）を撮影し、インターネット上でデータをばら撒いている。

まさに、被告らの行為により部落差別に利用される情報がインターネット上で拡散される状態が続いているのであり、被告らの当該行為の悪質さは国の調

査結果からも明らかである。

以上のとおり、被告らの行為に基づく差別情報を掲載したウェブページが検索結果の上位に登場し、ひいては多数回閲覧される結果となっていることは国の調査結果からも明らかである（この点はさらに詳論する）。

3 被告らの本件各行為に基づく差別情報ウェブページが多く閲覧されていること

国による調査は、検索結果上位のウェブページに関する一定期間内の閲覧者数も調査している点（=UU（ユニックユーザー）数調査）に特徴がある。

かかる UU（ユニックユーザー）数調査においても、被告らの本件各行為に基づく差別情報ウェブページが多く閲覧されていることが明らかである。

調査結果によれば、

「識別情報の摘示の年間 UU 数が12,723人と最も多く、特定個人に対する誹謗中傷と不特定者に対する誹謗中傷のそれぞれ5倍から6倍に及んでいる」

「識別情報の摘示に該当するウェブページの UU 数からは、特定のウェブサイトを構成するものに閲覧者が集中している傾向が認められる。」

「具体的には、

・全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウ

ェブサイトのUU数が7,740人

・「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載し

ているウェブサイトのUU数が925人

であり、これら2つのウェブサイトで、識別情報の摘示に該当するウ

ェブページの年間UU数の7割近くを占めている」

とのことであった（同報告書79頁から80頁）。

上述のとおり、「全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイト」とは被告らの「復刻版 全国部落調査」のデータを掲載したウェブサイトであると考えられ、「「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載しているウェブサイト」とは被告らの「部落探訪」などと称して全国各地の被差別部落とされる地区を訪問したウェブサイトであると考えられるところ、当該2種類のウェブサイトは検索結果で上位となるのみならず、実際の閲覧者も多数となっていることが明らかである。

つまり、被告らの本件各行為が存在しなければインターネット上にばら撒かれることがなかった被差別部落のリスト情報が、被告らの本件各行為によってインターネット上にばら撒かれ、その結果として当該被差別部落のリスト情報が多数の閲覧者を集めている実態が調査結果からも明白になっているのである。

4 部落差別関連ウェブページを閲覧した者はその事実を隠そうとしていること

国による調査は、部落差別関連ウェブページを閲覧していたことが確認された者に対してアンケートを実施し、合計875名から回答を得て分析している。

アンケートの回答者は、アンケート実施時点から遡ること約1年間の期間中に部落差別関連ウェブページを閲覧している者であるが（同報告書77頁）、アンケートで「部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを閲覧した記憶の有無」を尋ねられると、実に、47.6%もの回答者が「いいえ」と回答して部落差別関連ウェブページを閲覧したことを否定している（回答にあたっては「覚えていない」との選択肢も選択できることから、「いいえ」と回答した回答者は「閲覧したことがない」旨の回答をしていることに注意。

同報告書82頁)。

部落差別は、結婚差別や就職差別など人生を左右する結果を生じること(差別による被害が深刻であること)や、被害を申告したことによる二次被害等も容易に想定できることから、差別されたこと自体がなかなか表面に出てこない「暗数」が多いのであるが、かかる「暗数」の存在が当該調査結果からも明瞭に示されている。ネットで部落差別関連ウェブページを閲覧しておきながら、アンケートに対しては「見ていない」旨の回答を平然とする。これが、日本における部落差別の現状を鮮やかに示している。

5 差別を行う意図をもって部落差別関連ウェブページを閲覧した者が一定数存在する

調査では、部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを開覧したきっかけについてもアンケートを実施している。

回答においては、「部落差別の歴史や用語などの一般的な事柄について調べてみようと思った」などの差別的な動機と受け取れない回答が多数を占めたが、その一方で、「自分や身内の引っ越し先の地域について調べてみようと思った」とする回答が9,7%、「自分や身内の交際相手や結婚相手の出身地について調べてみようと思った」とする回答が6,6%、「近所の人

地について調べてみようと思った」とする回答が5,1%、「求人に対する応募者の出身地について調べてみようと思った」とする回答が2,6%存在するなど、差別的な意図がうかがわれる理由で部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを開覧した者の割合は23,9%に達していることが明らかとなった（同報告書82頁）。

上述したとおり、回答者の中には、部落差別関連ウェブページを開覧したこと自体を隠そうとする者も多数存在するのであるから、差別的動機をもって部落差別関連ウェブページを開覧したことを隠している回答者も同様に多数存在するものと思われるが、正直に差別的動機をもって部落差別関連ウェブページを開覧したことを明らかにした回答者の割合ですら、23,9%に達している。

インターネット上の情報は、インターネットに接続できる環境があれば誰でも接することが可能である。その意味で、差別的な意図をもって部落差別関連ウェブページを開覧する者の数は膨大になることは火を見るより明らかである。探偵業者がこっそりと企業の人事部等を訪問し、秘密裏に「部落地名総鑑」を売りつけていた時代とは比べ物にならないほど、広範な被害が生じていることが国による調査からも明らかとなった。

6 結論

以上のとおり、被告らの本件各行為を原因として、インターネット上における部落差別が横行している実態が明らかとなった。被告らが本件各行為を行わなければ、少なくとも上述した形態による部落差別は生じなかったのであるから、被告らの本件各行為の悪質性は際立っている。被告らの責任は極めて重い。

以 上

甲第 373号証

第 3 陳述書

2020年7月2日

片岡明幸



第1 はじめに（証人尋問の候補者について）

私は原告の代表として裁判に臨んでいますが、証人については、「全国部落調査」がいかに深刻な差別を引き起こすのかを知っていただきたいという思いから結婚差別などの経験をもつ原告や、職場における差別の体験者を候補者として選びました。しかし、裁判所は6月2日に実施された裁判手続の場で、今後予定されている証人尋問については、次のような「類型」ごとに候補者を立ててもらいたいと指示されました。

この分類について、私は率直に違和感を覚えています。それは、この裁判の焦点について、裁判所と私たち原告との間にかかなりの距離があると感じたからです。私たちは、この裁判の焦点は「全国部落調査」の出版が差別を助長するものであり、それを厳しく弾劾する点にあると思っています。証人の採用についてもその立場から結婚差別や就職差別などの被差別体験を中心に選ぶべきだと思ってきました。しかし、前述のように類型別に選ぶように指示されました。そこで、以下、どこが私たちの考えていることと食い違っているのかについて私の意見を述べます。その上で、あらためて被差別の体験者を証人に加えていただきますよう要請します。

(1) 証人尋問の候補者をめぐる裁判所の分類

裁判所が示した類型は、次のようなものでした。

- 1 「解放同盟関係人物一覧」において、氏名や役職・住所等の記載があり、かつ、原告において過去に当該情報を公開していた原告
- 2 「解放同盟関係人物一覧」において、氏名や役職・住所等の記載があり、かつ、原告において過去に当該情報を公開していなかった原告
- 3 「解放同盟関係人物一覧」において、自己の氏名や役職・住所ではなく、親族の氏名や役職・住所等の記載がある原告
- 4 「復刻版 全国部落調査」に掲載されている地名に、原告の現住所・本籍地等に該当する地名が記載されており、かつ、原告において過去に被差別部落出身であることを公開していた原告
- 5 「復刻版 全国部落調査」に掲載されている地名に、原告の現住所・本籍地等に該当する地名が記載されており、かつ、原告において過去に被差別部落出身であることを公開していなかった原告

- 6 「復刻版 全国部落調査」に掲載されている地名に、原告の過去の住所・従前の本籍地等に該当する地名が記載されており、かつ、原告において過去に被差別部落出身であることを公開していた原告
- 7 「復刻版 全国部落調査」に掲載されている地名に、原告の現在または過去の住所・従前または現在の本籍地等に該当する地名は記載されていないものの親族の現在または過去の住所・従前または現在の本籍地等に該当する地名が記載されている原告

(2) 類型の背景にある発想

裁判所の「類型」は、「解放同盟関係人物一覧」と「復刻版 全国部落調査」に記載された情報のそれぞれについて、

- 1) 原告が過去に当該情報を公開していなかった原告と比べて、当該情報を公開していた原告については違法性ないし損害が軽微であるとの発想
- 2) 公開された情報が現在の住所や本籍地等である場合と比べて、当該情報が過去の住所や本籍地等に関する情報である場合には、後者の情報を公開することは違法性ないし損害が軽微であるとの発想
- 3) 公開された情報が本人に関する情報である場合と比べて、当該情報が親族に関する情報である場合には、後者の情報を公開することは違法性ないし損害が軽微であるとの発想

に立っていると考えられます。

(3) 裁判所による「類型」は的を射ていない

裁判所の発想は、情報を公開している原告と公開していない原告、住所や本籍を現に置いている原告と過去においていた原告、同じく情報が本人である原告と親族である原告では被害に差があるという発想に基づいていると思います。しかし、この分類は的を射ていないと言わざるを得ません。裁判所が想定している「類型」によって被害に違いが出るという考え方は、部落差別の実際からずれており、またこの裁判の焦点ともずれていると思います。また、このような分類はこの裁判の焦点を見誤り、判断において本質を捉えない判断に陥る危険があると思います。

第2 過去-現在、本人-親族で被害の違いはない

(1) 条件によって被害の違いはない

裁判所は、「復刻版 全国部落調査」（以下、「全国部落調査」という）や「部落解放同盟関係人物一覧」（以下、「人物一覧」）に掲載された情報が過去

の情報であった場合は、現在の情報が公表されたものより被害は少ないのではないか、公表された情報が親族の情報である場合は、本人の情報が公表された場合よりも被害は小さいのではないか、という発想で分類しているように思います。しかし、部落差別の実態を考えると、「全国部落調査」に本籍・住所が現にあってもなくても、親戚がいただけだとしても被害は同じで分類に意味はありません。「全国部落調査」に掲載されている地名にルーツを持つものは等しく「部落出身者」と見なされて差別の対象となる、これが現在の部落差別の大きな特徴です。現に住んでおらず、過去に住んでいただけならば、——例えば私の場合がそうですが——部落出身者と見なされず、差別の対象にならないということはありません。また、公表された地区に住んでおらず親族が住んでいるだけだと差別の対象にならないということもありません。いずれの場合も部落（もしくは同和地区）にルーツを持つ部落出身者と見なされて差別の対象となります。いっぽう、「人物一覧」に本人の名前ではなく、親族が出ているだけでも被害の程度は同じです。親子、兄弟姉妹、親戚の氏名や住所が公表されている場合には、原告は部落出身者と見なされ、差別の対象になります。

(2) 部落差別の特徴

この点はすでに意見書などで繰り返し述べてきたことですが、あらためて部落差別の特徴を説明します。部落差別は江戸時代の身分制度に起源をもっていることをご承知の通りです。現在「部落」と呼ばれる地区は江戸時代の「えた・ひにん」が居住していた地区であり、また系譜的にたどれば部落に住んでいる住民の大半は江戸時代の「えた・ひにん」に繋がっています。私の場合は、4代まで遡って確認することが出来ます。しかし、明治以降の近代化のなかで人口の流動化がおき、部落から出て行った人もいれば、外部から部落に入ってきて住み着いた人もいます。そのため現在の部落は様々な人が混住して生活しています。もちろん大部分は、系譜をたどれば江戸時代の「えた・ひにん」の子孫ですが、「えた・ひにん」の子孫でない人も住んでいます。

ところで「部落差別」という物差しを見た場合、厳密に系譜的に先祖が「えた・ひにん」と呼ばれた人々の子孫でなくても、部落に住んでいることよって、あるいはルーツを持っていることで差別の対象になっているのが現実です。そのため、部落出身者だと見なされるのは困るという人が家を処分して部落を出て行くというケースも見られます。例えば私の住んでいる埼玉県の上尾市の事例ですが、部落出身者だと見なされるのがいやなために、せっかく土地を買って家を建てたにもかかわらず、そこが部落だと分かったた

めに新築の家を売り払って出て行った人がいました。

部落問題を理解しようとした場合、具体的にどのような形で部落差別が発現しているのかを事例から理解することが必要です。また、差別的な偏見を持った国民は、どこを部落だと思なし、誰を部落出身者と思なしして忌避・排斥しようとしているのかを理解することが必要です。現状では、部落と呼ばれている地域に住んでいる、または住んだことがある、親戚が住んでいるということが部落出身者のメルクマールになっており、現に住んでいようがまいが、ルーツをもっているだけで部落出身と思なされて差別の対象になっています。この点が障がい者やハンセン病元感染者、LGBTなどの人権問題と違うところです。障がい者やLGBTなどへの差別は、その当事者個人に対して差別のまなざしが向けられ、忌避、排斥されるのですが、部落差別は「部落」と呼ばれる地域に生まれた、またはルーツを持つというだけで、家族以外の遠縁の親戚まで部落出身者と思なされて差別の対象とされるのです。

そして、それは必ずしも厳密でなくてもかまわないのです。実際、部落出身者を忌避、排除しようとするものは、相手が系譜的に江戸時代からの「えた・ひにん」の末裔であるかどうかを厳密に調査した上で忌避、排除しているわけではありません。過去の差別の事例をみると部落に何らかの関わりがあると見れば忌避しており、系譜の確認は厳密でなくてもいいのです。

以上、部落差別の実際を説明しましたが、その現実立って見れば、「現に被差別部落に住んでいたたり本籍を置いているか、過去に住んでいたたり本籍を置いていたか」であるとか、「被差別部落に住んでいる（あるいは、いた）のが本人か親族か」という分類には意味がありません。

（3）原告の共通した思い

補足になりますが、部落差別がルーツをもとにおこなわれているという、これまで述べてきたことに関連して、この際、原告の共通した気持ちを説明したいと思います。

この裁判の原告248人は、被告らによって「全国部落調査」が出されることが、今後、部落差別を助長拡散することに強い危機感を抱き、原告になりました。その際、一番強く心を動かしたのは、自分が差別されるかもしれないという不安感よりも自分の子どもや孫が将来差別の対象になる危機感でした。これは原告の陳述書を見ていただければよくわかると思います。子や孫のために何とか止めなければならぬという思いから立ち上がって訴訟の原告になったということを多くの原告が語っています。248人の原告は、自分だけではなく、子どもや孫、そしてすべての地区の関係者が将来にわた

ってプライバシーを侵害され、名誉を傷つけられ、差別されない権利を侵害され、平穩に暮らす権利を脅かされることになってしまうことを阻止するために立ち上がって原告に名乗り出たのです。それは、部落差別がルーツをもとにおこなわれているという現実を知っているからです。原告の子や孫の中には部落から出て生活している者もおりますが、その子どもや孫にも累が及ぶことを心配しているのです。

また合わせて、原告は全国の部落出身者の代表としてこの裁判の原告に名乗り出ていることも知っていただきたいと思います。実際、ほとんどの原告はそのように自覚しています。この裁判では損害賠償請求をおこなっていますが、賠償金を目当てに原告になっている者はひとりもいません。子や孫や同じ境遇にいる部落出身者に自らと同じような差別を体験させたくない、そのために被告らに社会的な制裁を課せ、二度とこのようなひどい行為をするようなものが出ないようにしたい、という気持ちが原告の心を突き動かしているのです。

原告の訴えははっきりしています。部落差別の助長拡散を食い止めたいのです。同時に被告らのような卑劣な行為を社会的に弾劾し、二度とこのような真似をする人間が出ないようにしたいのです。それが原告の率直な気持ちです。この気持ちを裁判官はぜひ理解していただきたい。

第3 公開・非公開の分類について

次に公表、非公表の分類について意見を述べます。

裁判官は、部落出身であるとか、部落解放同盟の役員であるとかの情報を公開している原告は、自ら公開しているので被告らによる情報公開の違法性は小さい、という認識に基づいて分類していると思います。しかしこの分類は、なぜ部落出身者が自ら部落出身であることを公表するのか、また、なぜ「全国部落調査」の公表が部落差別を助長拡散するものであるのか、という部落差別の本質にかかわる問題と関連づけて考えなければならない重要な問題です。そこで、まず原告がなぜ部落出身を公表しているのかについて説明した上で、類型化には意味はないこと、そしてこの裁判で真に問われているものは、類型化による被害の軽重を量るものではないことについての私の意見を述べます。

(1) 部落差別に対する当事者の対応

公表の問題を説明する前に、部落差別に対する部落出身者の一般的な向き合い方について説明します。向き合い方というのは、差別されたときにどう対応しているかということです。多くの部落出身者は、部落差別に出会ったと

き、「黙って我慢」しています。これは数字でも見る事が出来ます。2003年に部落解放同盟群馬県連合会がおこなった解放同盟員の調査では32.6%が差別を受けたことがある」と回答し、「その差別に対して、どのように対処しましたか」という質問に、48.9%が「黙って我慢した」と回答しています。ちなみに、「解放同盟役員や生活相談員に相談した」のは19.9%、「法務局や人権擁護委員に相談した」は2.8%です。

「部落出身者は些細なことでもすぐに差別、差別といって大騒ぎして抗議する」などという言説は、事実と反しています。現実には抗議する人はごく一部です。ほとんどの人は黙って我慢しています。では、なぜ黙って我慢しているのか。それは差別があるからです。差別されたくないから我慢しているのです。禅問答のような言い方をしていますが、次のような事情です。

例えば、ある部落出身者が職場で不当な差別的扱いを受けたとします。その場合、差別に抗議するという行動をとれば、部落出身者であることが周囲に分かってしまいます。わかってしまうと「あの人は部落出身者だ」という眼でみられ、無理解な人からは忌避、排斥されることになりかねません。だから黙って我慢しています。これが部落差別に対する部落出身者の一般的な態度です。実際、抗議したために窮地に立たされる事がしばしば起きています。埼玉県加須市で2004年に起きたH工場の事件では、労働組合の書記長を務めていた部落出身者がやむにやまれず差別に抗議しました。彼は自分が部落出身であることを誰にも話していませんでした。その職場ではひどい発言をしている男性がいたのですが、部落出身の彼は何年も沈黙していました。しかし、このまま放置できないと考え、長い思案の末に会社に問題提起して職場内での部落問題の啓発を申し入れました。このとき彼は、発言した男性の立場をおもんばかって男性が定年退職するまで待ち、退職後に事実を伝え、社員の研修を要請しました。会社は研修をおこなったのですが、しかし結果的に彼は差別の視線にさらされて苦しい立場に追い込まれ、1年後に体調を崩して病死しています。このような事例を考えると、公表することは大きなリスクを背負っているといわねばなりません。

(2) 公表するのは差別をなくしたいから

前項で説明したとおり、部落出身者の大多数は出身であることを隠して生きています。その出身者が、自分が部落出身であることを公表するのは、大きな勇気がいります。しかし、あえてそれを乗り越えて公表するのは、差別をなくしたいからです。何の動機もなく唐突に自分は部落の出身であるなどと公表することはありません。そこには差別をなくしたいという強い意志が働いています。

ところで被告らは、公表していることを裏付けるために、原告一人一人の資料を捜し出して得意げに「公表」していることをあげつらっていますが、被告らが証拠として提出している資料を見れば分かります。いずれも原告も部落差別をなくそうという営みの中で公表していることがよくわかります。

公表の場所、媒体、内容、対象は原告一人一人違いますが、被告が「公表」の証拠として提出している資料を見ると、公衆の前での公表の場合は、部落問題の研究集会であったり、講演会、研修会、学習会などのケースが多く見られます。どの原告も部落問題をなくすため立場で自らの出身を公表しています。差別を肯定している原告は一人もいません。いっぽう、書籍やパンフレット、広報誌、研究紀要、新聞など文字によるものも公表の証拠資料として提出されています。またテレビやラジオ、インターネットなどを通じた公表も提出されています。しかし、そのいずれも部落差別をなくすための営みの中での公表です。差別を肯定している原告は一人もいません。また、公表の情報内容も限定的です。被告らのように、全国の所在地リストを公開しているわけではありません。共通しているのは、部落差別をなくす立場から公表しており、一人として部落差別を肯定したり、推奨するような立場で公表していません。もちろん、差別されたいために「私は部落出身です」と公表している原告はいません。被告らは、原告は自ら部落出身を公表していると繰り返し言うけれど、公表の内容を見れば、それが差別をなくすためのものであり、部落をなくす目的の範囲で限定的に公表していることが分かります。

このように考えた場合、「公表してどこが悪い」という被告らの主張は、この一番重要な公表の動機を無視していることがわかります。部落差別をなくすための公表と、誰が部落であるのか、またどこが部落か全国のリストを晒すための公表とではまったく目的や動機が違います。それを同列において、公表を正当化することは許されません。また、それを同列において被害に軽重を付けることは、部落問題の本質からずれたこととなります。

(3) プライバシー権の侵害

そもそも被告らは、私たちの承諾も同意もとらないまま一方的に「解放同盟関係人物一覧」に解放同盟の肩書きや住所や電話番号、勤務先、職業、生年月日、経歴、家族関係などを掲載しました。解放同盟の役員であることを公表するということは、そのまま自動的に部落出身であることを公表したことに繋がりますが、被告らは誰の承諾もなしに私たちの個人情報を公開しました。この行為は、個人情報を保護することが法律的にも、また社会規範と

してもルールになっており、自己情報コントロール権が承認されている現在の社会において明らかにプライバシーの侵害です。

いうまでもなく日本は、自己の情報を、いつどこで、また、どのような方法と範囲で開示するかを、自己情報コントロール権として保護しています。本人の承諾なしに勝手に個人の情報を開示することは、個人の私生活を不安にし、平和な暮らしを脅かすものとして禁止されています。とくに情報の開示が不当な差別や偏見、その他の不利益に繋がる部落出身者やLGBT、ハンセン病回復者、在日韓国・朝鮮人、アイヌ民族など被差別の立場におかれている人たちに関わる機微情報は、なおさら保護されなければならないとされています。そしてまた、他人が個人情報を公表する場合は、①公表することを本人、または当事者集団が希望していること、②公表することを本人、または当事者集団が同意していること、③公表の目的が明確になっていること、④公表する範囲を本人が選択できるようにしていることが原則になっています。

この原則に照らして被告ら行爲を見た場合、被告らは何一つこの原則を守っていません。当事者である部落出身者と解放同盟の被掲載者は、誰も公表することを聞いておらず、承諾も同意もしていません。また、被告らは公表の目的を学術・研究と言っていますが学術・研究とはまったく関係ありません。しかも公表の範囲は、インターネットへの掲載によって永久的かつ無限大に広がってしまいました。その結果、「人物一覧」に記載された私たち及び「全国部落調査」に記載された地域の人たちは、部落出身であるという個人情報をひろく他人に知られることになり、将来にわたって差別されるかもしれない不安と恐怖につきまといわれ、生活の平穩が脅かされることになりました。被告らの行爲は、許すことの出来ない悪質なプライバシー権の侵害です。被告らは、原告が公表していることをもってプライバシー権を放棄したように主張していますが、私たちは誰もプライバシー権を放棄していません。

第4 裁判の焦点

(1) 裁判の焦点はなにか

この裁判は、公表の度合いによって被害がどの程度かということ量を量る裁判ではありません。私たち原告248人の訴えは、「全国部落調査」を復刻させること、またその情報をインターネットに流すこと自体が許されないことを厳しく弾劾する点にあります。それが裁判の焦点です。

私たちが4年前に訴えを起こしたときに一番強く主張したのは、一刻も早く「全国部落調査」を禁止して欲しいということでした。放置すればその分だけ一日一日身元調査などに利用され、結婚や就職の差別に使われていくことが目に見えているからです。

ところが裁判所は、被害の量を比べるというかたちで証人の選定を指示しました。確かに直接的な被害がどのようにあるのかは焦点の一つですが、「住所や本籍等が現在被差別部落と公開された場所にあるか、過去にあったか」という基準や「公開された情報が原告本人に関する情報か、親族に関する情報か」という基準では、被害の量を比べることにはなりません。

この裁判で真に焦点になるのは、出版、掲載がもたらす甚大な人権侵害、部落差別の助長拡散です。そこが焦点だと考えれば、証人の選択基準についても、出版がいかに差別を助長、拡散させるのかということを経験者を証人として採用する方針をとるべきだと思います。

(2) そもそも誰が部落民、どこが部落ということ自体間違っている

そもそも「全国部落調査」は、その存在自体が認められない資料です。販売どころか所持することも許されない資料です。もちろんインターネットに掲載することなど絶対に許されません。実際、法務省は仮に本が出版されたら回収すると表明しています。

これは部落問題の本質に関わる問題です。部落問題の本質に関わるというのは、部落、また部落民とは何かという問題との関わりです。そもそも「部落」とか「部落民」というものは、本来存在しません。「部落民」という何か属性の違った人種や民族が存在しているわけではありません。また、「部落」というなにか地理的条件、例えば違った土壌や空間が存在しているわけではありません。部落はすでに触れたように江戸時代に身分制度のなかで政策的人為的につくられたもので、属性や地理的条件が違うわけではありません。したがって、それを存在しているように見なして地区の所在地情報を掲載したり、誰々は部落民だと公表すること自体が人権侵害になるという問題です。

この点、法務省は2018年12月27日に人権擁護局調査救済課長名で「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」という通知を出しました。そのなかで、この点について次のように述べています。

すなわち、「部落差別はその他の属性に基づく差別とは異なり、差別をおこなうこと自体を目的にして政策的・人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。」「特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するもの」であると。また、同通知は同和地区の地域概念についても、「不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地

域」としたうえで、「特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害の恐れが高い、すなわち違法性のあるものである」と明快に指摘しています。そのうえで通知は、被告らの「復刻・全国部落調査」を念頭に置いた形で「部落差別の歴史的本質を踏まえると、同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである」と規定し、今後削除要請があった場合、通知に則って削除要請の措置を取るよう指示しています。

通知は、これまで不分明だった同和問題に対する摘示の問題点を整理したのですが、目的がなんであっても、また差別を助長する意思がないとしても、どこが同和地区で、誰が同和地区住民だということを摘示すること自体、人権擁護上許されないものであるとしています。

この依命通知は、そのように表明しているわけではありませんが、明らかにこの裁判を念頭に置いて出されたもので、被告官部らの行為は許されないという法務省人権擁護局の見解を明確に示したものであると私は思っています。

先に、そもそもこの裁判は、公表の度合いによって被害がどの程度かということ进行分类して軽重を量るということが焦点ではないといいましたが、そういう言い方をするのは、以上のような立場からです。部落差別の本質を考えたとき、摘示すること自体が人権侵害になるのであり、公表の程度によって被害の軽重をはかることはこの裁判の本題から外れています。

第5 まとめ—部落差別の実態を証言する証人の採用を

「全国部落調査」の復刻とインターネットへの掲載を企てる被告官部らの行為は、差別を助長拡散させ、深刻な人権侵害を引き起こす重大な犯罪行為です。2016年の12月に制定公布された「部落差別解消推進法」の第1条には「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」との文言があります。これはインターネットによる差別情報の氾濫の防止を念頭に置いた文言ですが、法制定の議論のなかでは、インターネットの差別情報を代表するものとして被告官部らの行為が討議資料として配付され、出席した国会議員はあまりの悪質さに全員驚愕しました。その後の議論を経て「部落差別解消法」は制定されましたが、その経過から「部落差別解消法」は、被告官部らの行為を立法事実の重要な一つとして制定された法律だといって過言ではありません。また、2018年12月には法務省が「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」という通知を出しましたが、この通知は、すでに述べたように

被告官部らの行為を念頭に置いて発出されたものです。被告らの行為が、法律を制定させ、依命通知を発出させているのです。それにもかかわらず、被告らはまったく反省する姿勢を見せず、「部落探訪」などの各地の部落に潜入して曝露行為を加速させています。これまで部落に対する差別行為、差別事件は数々ありましたが、私は過去このような悪質な差別行為を見たことはありません。被告らの行為は絶対に許されない人権侵害行為で、ただちに処断されるべきものです。このような立場から、私は原告の代表として、あらためて証人の採用に当たっては、被告官部らの行為がいかに関差別を助長拡散し、結婚差別や就職差別を引き起こすかということを体験的に証言する証人を採用していただきたいと考えています。

裁判所がこの事件の重大性、深刻性を理解され、それを裏付ける観点から結婚差別や就職差別などを証言する差別の体験者を証人として追加していただきますよう重ねて要請致します。

また、本年6月30日付で提出した証拠申出書は、裁判所が提示した「類型論」を前提としていますが、尋問においては「類型」にのみこだわることではなく、被害実態や被告の行為の悪質さにも留意して尋問を聞いていただくことを要望します。

以上